那覇市共同利用施設の指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課の所管する那覇市共同利用施設につい ては、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。 なお、地方自治法第244条の2第6項により議会の議決を経る必要があり、令和 7年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

施設の概要・指定管理予定候補者 1

	施設の概要		指定管理予定候補者
名称	那覇市田原自治会館	名称	那覇市字田原自治会
所在地	那覇市字田原88番地	代表者名	與儀 進榮
名称	那覇市安次嶺自治会館	名称	安次嶺自治会
所在地	那覇市字小禄839番地6	代表者名	赤嶺 勝信
名称	那覇市宮城自治会館	名称	那覇市宮城自治会
所在地	那覇市宮城1丁目9番10号	代表者名	上原 敦
名称	那覇市高良自治会館	名称	那覇市高良自治会
所在地	那覇市高良1丁目7番1号	代表者名	具志 貞吉
名称	那覇市宇栄原自治会館	名称	宇栄原自治会
所在地	那覇市宇栄原6丁目12番57号	代表者名	赤嶺 政章
名称	那覇市当間自治会館	名称	字當間自治会
所在地	那覇市字小禄826番地8	代表者名	渡口 義克
名称	那覇市真嘉比自治会館	名称	真嘉比自治会
所在地	那覇市真嘉比2丁目33番12号	代表者名	新垣 セツ子
名称	那覇市小禄自治会館	名称	那覇市字小禄自治会
所在地	那覇市小禄5丁目4番地6	代表者名	高良 広輝

2 指定予定期間

安全確保のため各施設の耐用年数を築後50年とし、各施設の建設年をもとに次の とおりとする。

那覇市田原自治会館 那覇市宮城自治会館 那覇市高良自治会館 那覇市当間自治会館 那覇市小禄自治会館

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで(4年間) 那覇市安次嶺自治会館 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで(4年間) 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間) 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで(6年間) 那覇市宇栄原自治会館 令和8年4月1日から令和14年3月31日まで(6年間) 令和8年4月1日から令和15年3月31日まで(7年間) 那覇市真嘉比自治会館 令和8年4月1日から令和15年3月31日まで(7年間) 令和8年4月1日から令和16年3月31日まで(8年間)

3 非公募の理由

那覇市共同利用施設条例第 15 条において、指定管理者を、それぞれ当該共同利用施設周辺の地域住民で構成されている団体に指定していること及び「指定管理者制度に関する運用指針」において、当該施設の設置目的や制度趣旨より非公募とすることが適切であると判断できるため、非公募で指定管理予定候補者を選定した。

4 選定方法等

(1) 選定委員会

ア 選定機関の名称 那覇市協働によるまちづくり推進審議会

イ 選定委員会の委員

会長 添石幸伸 税理士法人 添石綜合会計事務所代表社員

委員 島袋隆志 沖縄大学 経法商学部 経法商学科 教授

委員 田島繁 那覇市自治会長会連合会会長

委員 城間幹子 那覇市協働によるまちづくり推進協議会会長

委員 石垣綾音 株式会社さびら事業推進統括・まちづくりファシリテーター

委員 宮城 潤 NPO 法人 地域サポートわかさ理事兼事務局長

(2) 選定委員会日時 令和7年8月18日(月) 午後3時~午後5時

(3) 選定方法

委員全員の選定評価結果を踏まえつつ、原則として、委員全員の合意に基づき決定する。

(4) 選定理由

審議の結果、那覇市共同利用施設の指定管理予定候補者としての選定基準を満たし、安定した管理や那覇市共同利用施設を最大限に活用する方策、安定的な管理体制の維持及び地域住民や市民の平等な利用の確保等について審査・評価した結果、当該自治会が指定管理予定候補者として適格性を有していると判断し、予定候補者に決定しました。